

寒川町農業委員会告示第 7 号

寒川町農業委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

寒川町農業委員会会長 磯川 浩

寒川町農業委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行
行規程の一部を改正する告示

寒川町農業委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規程（平成11年寒川町農業委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項第1号」を「第5条」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

寒川町農業委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規程新旧対
照表

現 行	改 正 案
第1条 （略） （個人情報管理責任者） 第2条 条例第11条第3項の個人情報管理責任者、寒川町農業委員会事務局規程（昭和52年寒川町農業委員会告示第11号）<u>第4条第1項第1号</u>の事務局長とする。 ～ 略 ～	第1条 （略） （個人情報管理責任者） 第2条 条例第11条第3項の個人情報管理責任者、寒川町農業委員会事務局規程（昭和52年寒川町農業委員会告示第11号）<u>第5条</u>の事務局長とする。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この告示は、公表の日から施行する。</u>